

使用条件

着ぐるみの使用者は、次に掲げる事項その他の八千代町イメージキャラクター「八菜丸」着ぐるみ使用規程を遵守すること。

- (1) 第3条第2項の規定により承認を受けた用途のみに使用し、使用期間を遵守すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 着ぐるみの使用が終了したときは、八千代町イメージキャラクター「八菜丸」着ぐるみ使用状況報告書（様式第4号）に使用状況写真等を添付して返却しなければならない。
- (4) 雨天時には、着ぐるみを屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合には、速やかに屋内に退避し、着ぐるみの汚損等を除去し清潔に保つこと。
- (5) 着ぐるみ装着者は、頭をタオル等で覆い、Tシャツ等の肌着を着用し、手には軍手等を着用すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (7) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (8) 着ぐるみ装着者は、装着中に声を発しないこと。
- (9) 着ぐるみ装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。
- (10) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。